

第10回八尾市路上喫煙マナー向上推進協議会

(会議録要約)

平成25年7月26日(金) 午前10時～午前11時30分

八尾市役所本館7階 701会議室

出席者 委員8名、事務局

1. 開会

2. 会長挨拶(略)

3. 案件

(1) 平成24年度路上喫煙等実態調査の結果について

[事務局] 平成24年度路上喫煙等実態調査の結果について、ご説明させていただきます。

平成24年度路上喫煙等実態調査につきましては、2月に開催した本協議会で、途中報告としまして、吸い殻数調査の結果のみご報告させていただいたところです。このたび事業が終了しましたので、改めてご報告させていただきます。調査の内容としましては、条例認知度調査と、吸い殻数・路上喫煙者数・吸い殻処理状況の3つの調査を実施したものです。

まず、条例認知度調査について、ご説明させていただきます。条例認知度調査は、条例や路上喫煙禁止区域の認知状況を把握する目的で、平成23年度にひきつづき、街頭アンケート形式で実施しました。

全体として、市内6駅周辺で1,211件の聞き取りを実施し、条例や路上喫煙禁止区域の認知状況、また認知手段を調査しました。調査に際しては、調査場所、男女比、年齢層等に極力偏りが生じないように行いました。

条例の認知状況につきましては、全体として、「よく知っている」が4.3%、「聞いたことはあるが、よくは知らない」が20.9%、「知らない」が54.7%と、依然として過半数の方が知らないという結果でございました。なお、平成23年度の調査においては、「よく知っている」が23.9%、「聞いたことはあるが、よくは知らない」が23.8%、「知らない」が52%でしたので、全体としては、この1年間で認知度に大きな変化は見られませんでした。

路上喫煙禁止区域の認知状況につきましては、「知っている」という回答が20.9%でした。なお、平成23年度調査では27.4%でした。

近鉄八尾駅周辺での認知状況だけを見ますと、平成24年度調査では34.1%でした。平成23年度調査では31.8%でしたので、近鉄八尾駅周辺では、若干認知度は向上しているという結果です。

条例の認知手段としましては、平成23年度調査結果と同様に、市政だより、路面表示等の掲示物、口コミ等で知ったという回答が多くなっています。

2月の協議会でもご報告させていただきましたが、昨年9月頃から近畿日本鉄道株式会社近鉄八尾駅(以下「近鉄八尾駅」という。)様や西日本旅客鉄道株式会社(以下「JR西日本」という。)様

のご協力により、駅ホームでのアナウンスや電光掲示板での表示による条例周知を行っております。今回の条例認知度調査では、自由意見として、「駅のアナウンスや電光掲示板で条例を知った」という回答も多数見られ、近鉄八尾駅様・JR西日本様のご協力による効果が現れているものと思われま

す。また、「自治会などの回覧板で知った」という回答が13.9%となっております。平成23年度調査でも11.2%の方が回覧板で知ったと回答されておりました。回覧板については、若い方は見ないというご意見や、回覧物が多いときは他の書類にまぎれて目を通してもらえないというご意見もあるところですが、認知手段としては10%強の回答を得ております。特に、60代以上の男性や30代以上の女性では、「回覧板で知った」と答える率が高くなっておりますので、この結果を踏まえまして、今年度秋ぐらいを目途に回覧板を回せるよう現在ちらしの作成を進めているところです。なお、条例周知と併せまして、八尾市路上喫煙マナー向上推進員（以下「推進員」という。）の活動についても、周知を図れるよう、推進員活動についても内容を掲載する予定であり、推進員と相談のうえ、現在作成を進めております。

続きまして、路上喫煙等実態調査の結果についてご説明いたします。本調査は、ぼい捨て吸い殻数、路上喫煙者及び歩行喫煙者数、路上喫煙者が吸い終わったたばこをどう処理するかを確認するという吸い殻処理状況の3種類の調査を、市内の6駅前（近鉄八尾駅・河内山本駅、JR久宝寺駅・八尾駅・志紀駅、地下鉄八尾南駅）を中心に、各駅前をブロック分けして実施し、経年比較することにより、路上喫煙の実態を把握する目的で実施しております。

まずぼい捨て吸い殻数調査の結果ですが、1駅あたりの平均本数は、平成22年度は715本、平成23年度は1,063本、平成24年度は898本という結果です。これまでと同様、地下鉄八尾南駅周辺の吸い殻本数が突出して多くなっております。なお、路上喫煙禁止区域については、調査を開始した平成23年度が213本、平成24年度が252本という結果です。

ぼい捨て吸い殻数に関しては、条例を施行する前の平成21年度に実施した際の1駅あたりの平均本数が1,886本でした。平成22年度の条例施行直後には715本まで減り、平成23年度は微増し1,063本、平成24年度は再び減少し898本という結果でございます。各駅5ブロックに分けて実施しておりますので、計算上は、1ブロックあたりの平均本数が170本程度ということになります。

なお、この調査は毎年、日頃の吸い殻の散乱状況を計測する目的で実施していることから、調査時点までにぼい捨てされている吸い殻をすべて拾うという方法をとっております。そのため、地下鉄八尾南駅の北側のように、美化活動が実施されていないと思われる場所では多数の吸い殻がカウントされることとなります。今年度の調査においては、経年比較のためこれまでどおりの調査手法も実施しますが、吸い殻を拾った翌日に再度調査を実施し、前日の夕方から当日の朝までにぼい捨てされた吸い殻もカウントするように考えております。

次に、路上喫煙率と歩行喫煙率について説明させていただきます。まず1駅あたりの平均路上喫煙率ですが、平成22年度は2.0%、平成23年度は2.3%、平成24年度は1.6%と低下傾向です。1駅あたりの平均歩行喫煙率についても、平成22年度は、81.8%、平成23年度は61.9%、平成24年度は55.3%にまで低下しました。

路上喫煙率の高い場所としては、地下鉄八尾南駅周辺が2.8%、JR志紀駅周辺が2.3%と、他の駅周辺に比べて高くなっています。地下鉄八尾南駅では、駅南側のロータリーにあたるBブロックで4.1%、JR志紀駅では長瀬川沿いのEブロックで3.8%と、特に高い路上喫煙率となっており、駅周

辺の路上喫煙率が高くなる要因ともなっています。なお、両ブロックとも過去の調査においても路上喫煙率が高くなっていた地域ですが、歩行喫煙率は地下鉄八尾南駅のBブロックは20.0%、JR志紀駅Eブロックは54.4%と、路上喫煙率の高さの割には低い値となっております。

一方、路上喫煙率の低い場所としては、JR八尾駅周辺が1.0%ともっとも低く、次いで近鉄八尾駅周辺が1.3%となっております。JR八尾駅周辺については、路上喫煙率が過去の調査より大幅に下がっている一方で、歩行喫煙率は78.8%と6駅中もっとも高くなっています。

なお、路上喫煙禁止区域については、平成23年度は路上喫煙率が0.8%、歩行喫煙率は83.9%でしたが、平成24年度調査では路上喫煙率が0.5%、歩行喫煙率が52.4%とどちらも改善傾向です。

最後にぼい捨て率について、ご報告します。本調査は、ブロック内で路上喫煙する人を観察し、吸い終わったたばこをぼい捨てした率と、灰皿を用いて自己処理した率を算定しています。平成23年度までは調査時間を1日8時間として調査しておりましたが、平成24年度は調査の簡素化を図るため、1日4時間として調査を実施しました。

調査結果ですが、6駅周辺の平均ぼい捨て率は、平成22年度は38.7%、平成23年度が52.9%、平成24年度は39.2%となっております。

ぼい捨て率の最も高い場所は、JR八尾駅周辺で65.2%となっております。一方、同駅周辺の路上喫煙率については、平成23年度調査では2.5%だったものが、平成24年度は1.0%にまで下がっています。その一方で、歩行喫煙率は6駅中最も高くなっており、喫煙者の絶対数は減ったものの、歩きたばこをされる方は依然喫煙されているという状況かと推測しております。

さらに、ブロックごとに分析しますと、平成24年度調査におけるぼい捨て率は、駅北側の商店街にあたるDブロックの16.7%を除いて、他の4ブロックはすべて高いぼい捨て率となっており、歩行喫煙率とぼい捨て率の高さに一定の相関関係が見られます。なお、このDブロックについては、ブロック内にある灰皿や空き缶等を使用して吸い殻を処理する人が多く見受けられました。ここは、商店が歩道に面してならんでいることから、人の目が通行者へ届く場所であることが、ぼい捨て率や路上喫煙率の低さにつながっているのではないかと推測しているところです。

全体的には、路上喫煙率・歩行喫煙率ともに、年々低下しているという結果が得られております。路上喫煙禁止区域につきましては、路上喫煙率が、平成23年度の0.8%から0.5%まで下がっています。しかしながら、吸い殻は平成24年度調査でも252本確認されていますので、八尾市路上喫煙啓発指導員（以下「啓発指導員」という。）による啓発活動を実施できない夜間など、行政の目が届かない時間帯には、路上喫煙禁止区域内で喫煙やぼい捨てが行われているものと考えられます。とはいえ、行政が24時間体制で取り締まりを行う体制は効率的ではありませんし、本条例の目指すところでもありませんので、条例の趣旨でもある、“地域とともに取り組むことによるマナー推進体制”を構築し、マナー違反者をなくすことができるよう、現在取組を進めている路上喫煙マナー向上推進員の活動などを今後とも進めてまいりたいと考えています。

なお、本調査については、平成21年度以降実施しているものですが、5年目を迎える平成25年度をもって、現在の手法での調査はいったん終える予定です。今後の調査手法については、より効率的に実施できるよう検討するとともに、調査範囲についても、今後立ち上げを進めていく予定である路上喫煙対策重点地域の進捗状況に併せて検討してまいります。

以上で、説明を終わります。

[会長] ありがとうございました。路上喫煙禁止区域内の吸い殻が若干増えているということですが、

施行当初に比べてマンネリ化してきたのかもしれないね。

[事務局] 平成23年度は、啓発指導員による巡回指導を月曜日から金曜日まで毎日実施しておりましたが、平成24年度は、市内の各駅をローテーションし、実施したため、路上喫煙禁止区域内の巡回指導が少なくなったことも要因として考えられます。

[会長] 残念ながら、条例の趣旨である“マナー向上”の実現まではまだまだという感じですね。

[事務局] 条例の認知度が低いこともありますので、まずは条例を知ってもらうことが最も必要かと思います。また、朝・夕の通勤時間帯における指導も課題の1つです。

[副会長] JR西日本様や近鉄八尾駅様のご協力により、条例の認知度が向上したということですが、ご協力頂いている2社の方にはお伝えされていますか。

[事務局] 会議や美化活動でお会いしたときにお伝えさせていただいております。

[副会長] 今回の調査結果等を添えて、効果があったことをお伝えするといいですね。駅での広報は、八尾市内は歩行喫煙が禁止であることを八尾市に住んでいる方ばかりではなくて、八尾市を通られる方にもお知らせできますので、とても効果的だと思います。今後ともご協力をいただけるといいですね。

[会長] JR八尾駅は駅舎がきれいになりました。それをきっかけにマナー向上を期待できそうですか。

[事務局] JR八尾駅では、近々、推進員・JR西日本様・市の協働により啓発活動を実施予定です。去る6月に、JR久宝寺駅で推進員のご提案による啓発活動を実施し、今後、順次市内の主要駅周辺でも推進員と市の共催による啓発活動を進めていく予定であり、次回の実施予定がJR八尾駅でございます。もともとJR八尾駅周辺では、安中小学区の推進員が地元の自治会とともに、昨年6月頃から定期的に啓発活動をしてくださっていますが、新駅舎の利用が開始されたことを受け、今回啓発活動を実施することとなりました。なお、JR久宝寺駅での活動の際もJR西日本様の職員の方がご参加くださいました。今後ともこのような取組を広げていければと考えております。

(2) 八尾市路上喫煙啓発指導員の啓発・指導状況について

[事務局] 八尾市路上喫煙啓発指導員の指導状況について説明いたします。

啓発指導員による巡回指導は、平日の午前9時から正午までと、午後1時から3時までの間実施しています。平成24年4月から平成25年3月までの指導数について集計したところ、平成24年度の喫煙者数は、歩行者が1,545名、自転車が891名、単車が159名でございました。

自動車の窓を開けての喫煙については、禁止区域以外が1,556名、禁止区域内が887名、合わせて2,443名となり、喫煙者の合計は5,038名でございました（条例上、自動車の窓を開けての喫煙が禁じ行為とされるのは、禁止区域内においてのみ）。なお、この数値は、啓発指導員が啓発活動を行いながら集計したものですので、路上喫煙等実態調査における集計とは異なることをお含みくださいますようお願いいたします。

一方、条例違反者に対して啓発指導員が実際に指導等を行った件数につきましては、歩行者が1,362名、自転車が696名、単車が63名となっており、禁止区域内で自動車の窓を開けて喫煙した者に対する指導数は78名でございました。

指導率は、それぞれ歩行者が88.16%、自転車が78.11%、単車が39.62%、自動車が8.79%となっており、全体としては43.65%でございました。

単車及び自動車の喫煙者に対する指導率が低いため、これらに対する効果的な啓発方法を早急に講

じる必要があると認識しておりますが、走行中の単車・自動車を止めて指導することは非常に困難であるとともに危険を伴うため、現状では信号待ちの機会を捉えて指導を行うしかできない状況であります。

[会長] 毎年聞かせていただいておりますが、巡回指導中にトラブルはなかったのですか。

[事務局] 幸い大きなトラブルはございませんでした。

[会長] 自動車・単車への指導はやはり難しそうですね。歩行者はかなり効果が上がってきているので、このまま頑張ってくださいと思います。

(3) 平成25年度事業計画及び当初予算額について

[事務局] 平成25年度事業計画について説明いたします。

まず、啓発指導員2名による啓発・指導につきましては、今年度も引き続き実施してまいります。

実施日は、月曜日から金曜日までの祝日を除き、午前9時から正午までと、午後1時から3時までの1日5時間、路上喫煙禁止区域内及び主要6駅周辺におきまして、歩行喫煙者等の条例違反者に対し、注意・指導とマナー啓発を行ってまいります。

次に八尾市路上喫煙マナー向上推進員連絡会（以下「推進員連絡会」という。）につきましては、平成25年2月25日に設立されたところですが、推進員主体の啓発活動を企画・実施できるよう、事務局として必要な支援を実施します。また併せて、推進員連絡会と市の共通の目標である1小学校区に最低1名の推進員の配置をめざし、町会長等への情報発信を行います。

八尾市路上喫煙マナーの向上を応援するサポーター（以下「サポーター」という。）につきましては、平成24年度から積極的に登録を呼びかけているところですが、推進員連絡会とも連携の上、拡充を図ってまいります。

路上喫煙対策重点地域（以下「重点地域」という。）につきましては、小学校区を基本として設立される校区まちづくり協議会等の地域活動団体の中から、路上喫煙対策に積極的に取り組む意思を有する地域を選び、重点地域としての活動実施を支援してまいります。

路上喫煙等実態調査につきましては、平成21年度から実施しておりますが、引き続き事業者への委託により実施いたします。調査内容につきましては、これまでどおりぼい捨て吸い殻数カウント調査及び路上喫煙者数カウント調査を継続します。なお、吸い殻処理状況調査については、調査の簡素化を図るため、今年度は実施せず、他の2調査の結果に基づき“喫煙者1人あたりのぼい捨て吸い殻数”等の代替指標を用い、ぼい捨て状況を検証する予定です。

そのほか、平成24年度に実施しました啓発活動を継続するとともに、推進員と連携しながら、より効果的な啓発活動を企画・実施してまいります。

次に、平成25年度の予算につきましては、概ね前年度予算額を踏襲しつつも、サポーターの増員を見越し、着用していただくウィンドブレーカーや使用する啓発グッズの購入費用として、消耗品費を増やしております。

そのほか、推進員連絡会の設立に伴う会議の回数増や推進員とサポーター合同による会議開催を見越し、必要な経費につきまして増額しております。

なお、予算増額分は、路上喫煙等実態調査業務を一般競争入札により業者選定をすることで、前年度予算額よりも低い金額を見込んだことに伴う減額分を割り当てているため、予算規模といたしましては、結果的に平成24年度の予算額よりも縮小いたしております。

以上でございます。

[委員] 路上喫煙等実態調査には、これまでかなりの予算をかけてこられてますが、結果をどう対策に反映されていますか。例えば、ぼい捨てが多い地下鉄八尾南駅周辺に看板を設置するのも具体的な方策の1つだと思います。また、朝の通勤時にたばこを吸う人は、吸い出す場所と吸い終わってぼい捨てする場所は同じ辺りになる傾向がありますので、ぼい捨てが多い所に喫煙場所を作るのも1つです。いつもご報告いただいておりますが、路上で吸わせないように規制を強めたいのか、たばこを吸う人のマナー向上を図りたいのか、市の目指す方向性が見えにくい。市役所の中で連携をとっていただいて、効果的な対策をとっていただきたい。

[事務局] ご意見ありがとうございます。本市の場合、他市の条例とは趣旨が異なっております。一般的には今委員がおっしゃったように、路上喫煙を禁止するという趣旨の条例が多く、路上喫煙の禁止を努力義務としたり、路上喫煙を禁止する区域を定め、当該区域内における喫煙を禁止されているものが多いです。しかしながら、本市では路上喫煙を禁止することのみを目的としているのではなく、喫煙者には非喫煙者への配慮を、一方で、非喫煙者に対してもマナーを守って行う喫煙には理解をしていただくことにより、たばこを吸う人も吸わない人も気持ちよく過ごせるまちづくりを目的としていることを、まずご理解いただきたいと思います。

その実現には、委員がおっしゃった喫煙場所の設置は、非常に有効だと我々も考えております。そこで、昨年度試験的に喫煙場所を設置し、効果を確認したいということをお協議会にもお謀りし、着手しようとしたのですが、煙がもれないよう灰皿の3方向を塀で囲むようにとの指導があったことから、費用の問題、また効率性の問題（もし効果がなければ撤去することとなり、原状回復の必要があること）により、実現できませんでした。ただ、喫煙場所そのものは、地元の方、特にボランティアで清掃してくださっている方々から、ぼい捨てを防ぐために灰皿用の空き缶等を設置すると効果があるとお聞きしておりますので、有効な手段であるという認識は持っております。担当課とも協議し、再度調整をさせていただく予定でございます。

[委員] 市役所内で連携をとるのはまさにその話です。一方で撤去、もう一方では設置と方針が違うようですが、目標に向かって協力された方がいいですね。3方向を囲って喫煙場所を試行設置できればそれに越したことはないと思いますが、私自身が喫煙者ですので、たばこを吸う者としては、ある程度我慢はできてもずっと継続して吸わないというのは難しいです。現状では喫煙自体は禁止されていないのですから、どこかで折り合いをつけないといけませんので、そういった対策を示されたい。

[会長] 本協議会の名前も“路上喫煙マナー向上推進協議会”ということで、条例の名称と同じく、“禁止”という言葉は使用されていません。そのあたりに市の姿勢が示されているのかなと思います。以前、別の委員からも、吸わせないことではなくて、吸ってもいいけれども、吸わない人に配慮できるようにする対策として、喫煙場所の設置を考えていただきたいというようなお話を頂いておりましたので、今の委員のご発言は、そういったご意見をもう一度確認させていただくという趣旨であったのかと思います。ただ、市役所内で整合性をもった対策を進めていただくようにということは、私の方からもお願いしておきます。

[委員] 先程、平成24年度の調査報告がありましたが、条例制定直後は劇的に数字が改善したようですが、さらに数値を下げるというのは、なかなか難しくなってくると思いますね。平成24年度の調査結果もそれを示していますし、平成25年度の調査では、ひょっとすると少し悪化するかもしれません。それを覚悟して、みんなできちんと取り組んでいかないといけないと思います。実は先日、私どもの

団体として、サポーターに登録させてもらったんですが、その後サポーターとして、推進員の方々が実施される啓発活動に参加させてもらったんです。推進員の方々は非常に高い意識をお持ちで、一生懸命活動をされていました。自分から推進員に手を挙げられた人もいれば、地域から推薦を受けた人もいらっしゃるでしょうが、皆さん非常に意識が高いんです。推進員連絡会も、彼等が自分達の悩みやこういう風にやったらいいんじゃないかというアイデアを話し合うために、自主的に設立されたんですよね。その点からみても意識が高いのが分かります。市民と一緒にマナーを向上していくことは、きれい事じゃなく、これから長く続けていかないと、なかなか変わっていかないと考えますし、地域に根ざさないと絶対改善しないと思います。行政ができることというのはやっぱり限界があると思いますし、そこで推進員のような意識の高い人をもっと増やしていくことと、彼等から出てくる、いわゆる生活者の目線でのアイデアを活かしてほしいですね。市の方で一定関与する必要はあると思いますが、できるだけ自由度を増してあげて、少々のことであれば一度は挑戦するというような形で活動してもらえば、より活性化するのではないのでしょうか。

[会長] 今まで推進員連絡会から出てきたアイデアで、今年度実施しようという案はありますか。

[事務局] 今年度実施を予定してますのは、回覧版の実施と、10月に予定されている「いきいき八尾環境フェスティバル」というイベントで啓発を行うことです。その内容について、2グループに分かれて現在検討を進めていただいています。回覧版は条例施行時以来の実施となりますが、推進員よりご提案いただいて徐々に実施するものです。地域の状況というのはやはり地元の方でいらっしゃる推進員がよくご存知ですので、それぞれの地域における問題点や、独自の取組等をお互いに情報共有していただきながら、今後は推進員連絡会で得た情報を持ち帰って、地元で実践していただくということも期待しております。そのためにも、推進員の数を増やすとともに、推進員連絡会の活動もより活発化させていきたいと考えております。

[会長] 一層のご活躍を期待したいですね。ちなみに、推進員の中に喫煙される方はおられるんですか。

[事務局] 少数ですがいらっしゃいます。

[会長] それなら、喫煙者の立場でも進めていただけそうですね。

[委員] 少しよろしいでしょうか。条例認知度に大きな変化がなかったという調査結果はすごく残念だと思います。そのような中で、駅での待ち時間にアナウンスが流れるというのはすごく効果的だと思いますので、25年度も事業者様には引き続きご協力をいただきたいと思います。また、回覧板のちらしは市民の目線で作成していただきたいですね。現在、町会長をしています、中には字が細かく見づらいちらしもありますので、分かりやすくインパクトのある、イラストで伝わるようなものを作成していただいて、条例を知らなかった人にも知っていただける機会としていただきたいですね。それと、地下鉄八尾南駅の北側は以前からぼい捨てが多く、周辺で清掃活動がないようですが、自治会等にご協力いただければどうでしょうか。やはりきれいなどころにはぼい捨ては少ないですので。落書きでもそうですが、書かれたら消す、書かれたら消すとまめに対応しないと状況は改善しません。ですので、地域の人にもお願いして、清掃や看板の設置等の対策をしていただければいいと思います。ところで、自転車に乗りながらの喫煙は少なくなったように見受けられるんですけども。

[事務局] 自転車につきましては、推進員連絡会での議論の際に、駐輪場にポスターを貼ってもらえるように働きかけをしてくれないかをご提案いただき、駐輪場の管理を所管する課を通してポスター掲示をお願いしたところです。ただ、これによりただちに効果が出るかと申しますと、啓発活動の宿命ではありますが、必ずしも即効性があるというわけにはまいりません。その点については、推進員の

方々とも10年位の長いスパンで啓発を継続する必要があると話をしていきます。

今まで地域で住民活動を実施してこられた皆様ですので、1年や2年ですぐに状況が好転するとはどなたも考えていらっしゃらないため、根強い活動をこれからも続けていこうということをおっしゃってくださいます、非常に心強い限りでございます。推進員の活動というのは、今後の本市の路上喫煙対策における中心的な活動と考えておりますが、さらに重点地域として、地域を上げての活動も加わってくれば、より意識の高い方が増えてくるんじゃないかと考えているところでございます。

[委員] 余談ですけども、情報周知や啓発活動というのは、やはりとても難しいと思います。私どもも消費者教育をさせていただいていますが、どれだけ悪質商法に対する啓発をしても、詐欺被害に遭われる方は後をたちません。すぐに結果は出ないと思いますけども、やはり周知に努め、皆様に分かっていただくよりありません。

[会長] 今までは、ぼい捨てや歩きたばこを減らすことが目標だったのですが、これからは増やさないことが目標になってくるかもしれないですね。回覧版を回すにしても、ちらしが多いということですので、今回作成されるちらしが目に留まるものであったかどうかの確認も行っていただきたいと思います。余談ですけども、この前の参議院選挙のポスターを見ておきますと、派手なポスターが多かったんですが、白黒で作成された方もおられて、逆に目立っていたんですね。それは全体を見て初めてわかることですので、配られる方の立場になって一度見ていただくと、どのちらしが一番目立つのかが分かってくるのではないかと思います。

[副会長] ちらしのデザインについては、どうしてもたくさん情報を盛り込みたくなるとは思います、なるべく少ないほうが伝わると思いますね。それと、先程駐輪場にポスターを貼られたというお話がありましたが、どのようなポスターを貼られたんですか。

[事務局] 歩きながら、自転車に乗りながらの喫煙とぼい捨て禁止を訴えたものです。

[副会長] 自転車に乗る方を対象とするポスターですので、たばこを吸いながら乗ることの危険性等の乗る人にとってよくないというような呼びかけでもいいと思いますね。ポスターは伝えたい内容を絞ること、また、推進員が作っているということが分かるといいと思います。どこかから言われていることじゃなくて、自分たちの仲間が作っているということが分かれば、受け入れられやすいと思いますね。

[事務局] はい。推進員連絡会で検討した結果、今回の回覧版用ちらしには、歩きたばこぼい捨て禁止の2点だけを入れることになっております。それと、我々行政は“これはダメです”と物事を禁止することが多いですが、“～しないでください”よりは、“～してくれてありがとう”というメッセージの方が、受ける側の印象が良いというご意見をいただきましたので、それらを踏まえて現在作成しているところです。なお、表面は条例の内容、裏面は推進員名簿と啓発活動の写真等を載せ、推進員連絡会と市の連名で作成する予定です。

(4) 八尾市路上喫煙マナー向上推進員について

[事務局] 八尾市路上喫煙マナー向上推進員についてご説明させていただきます。

推進員につきましては、平成23年度の公募で7小学校区・18名の方に委嘱し、平成24年度にも追加公募を行い、6名の方に委嘱いたしました。その後2名の退任により、現在11小学校区・22名の方に委嘱しております。

推進員の方々には、基本的にはそれぞれの地域の実情に応じた活動を実施していただくようお願い

しており、各地域で精力的に活動してくださっています。

また、本年2月には推進員を構成員とする「八尾市路上喫煙マナー向上推進員連絡会」を設立され、推進員相互の情報交換を行うとともに、相互協力による啓発活動を展開できるよう検討を進めていただいております。今後は、推進員連絡会が企画し、実施する活動も行っていく予定でございます。なお、連絡会主催の活動に際し、推進員の負担が大きくなるようにするため、啓発場所ごとに大まかな担当制を導入すべく地域割を行って行く予定です。

また、推進員連絡会・市とともに、1小学校区1名以上の推進員の配置を目指したいと考えております。そのため、第1期・第2期の公募に際しては、期間を区切って募集する方式としておりましたが、今後は申出があった場合には随時委嘱できるような制度に移行させていこうと考えております。

また、第1期推進員の任期が来年1月末で満了することと、申出者を随時に2年間の任期を定めて委嘱する制度に移行することに伴い、推進員ごとで任期満了日が異なる状況とならないようにするため、任期の統一化を図ることを予定しております。

なお、今後の推進員活動につきましては、これから進めていく予定である路上喫煙対策重点地域の活動との連携を図っていく必要があるため、推進員と協議しながら決定してまいります。

今年度につきましては、市内各駅前での街頭啓発を順次実施していくこと、昨年に引き続き10月27日開催予定の『いきいき八尾環境フェスティバル』で、マナー向上を呼びかけるブースの出展を考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

[会長] ありがとうございます。今後とも一緒に頑張っていいただければと思います。

(5) 八尾市路上喫煙マナーの向上を応援するサポーターについて

[事務局] 八尾市路上喫煙マナーの向上を応援するサポーターについて、ご説明をさせていただきます。

サポーター制度については、平成23年度に事業者へ委託して実施した路上喫煙対策事業の一環として実施していたものを、平成24年度に制度化し、取組を開始しているものです。

サポーター制度の目的としましては、条例の趣旨である「ばい捨ての防止」、「火傷等の被害の防止」、「煙の不快の防止」が達成されることを応援しようと感じていただける方であれば、個人でも団体でもご登録いただける制度として運用することにより、広くマナー啓発の輪を広げること、また推進員が地域で実施する活動に対する協力者を確保すること、さらにはマナー啓発に熱心に取組んでいただける人材の掘り起こしを行うことを目的としております。

サポーターの皆様には、ポスターをご掲示いただくことと、市や推進員が実施する啓発活動に可能な範囲でご参加いただくことをお願いしております。このことによりまして、市や推進員が行う啓発活動への協力者の拡充を図ろうとするものです。ポスターの掲示という手軽に取組めるメニューを加えることで、市民、事業者の方が参加しやすくなり、マナー啓発の輪を広げることができるものと考えております。

現在の登録数は、54団体、92個人となっており、氏名の公表にご同意いただけた方については、市のホームページでお名前を公表させていただいております。団体サポーターとしては、市内の商店街、小売市場、幼稚園・保育園等にご登録をいただいております。

個人サポーターの中には、市や推進員が実施する啓発活動にご参加くださり、それがご縁で推進員に申出をしてくださるケースもございます。

第2期推進員として委嘱をした6名のうち、半数である3名の方がサポーターから推進員になっていただきました。

今後につきましては、推進員の拡充と並行して、サポーター登録者の拡充も必要であると考えており、地域の活動団体に対して、推進員連絡会とも連携してPRしてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

[副会長] 1つ思いついたのですが、サポーターの皆様には啓発ポスターをご自宅に貼っていただくということですが、ステッカーを作成し、車に貼っていただくのはどうでしょうか。そうすると、信号待ちの時等に後ろの車の方に見ていただけるのではないのでしょうか。車からのぼい捨てという問題を啓発する手段としていかがでしょうか。

[会長] マグネットタイプだと取り外しができるので、ステッカーよりいいかもしれませんね。団体サポーターに保育所や幼稚園が多いですね。

[事務局] 子どもが火傷等の被害にあいやすいということから、保育園・幼稚園等にサポーターに登録していただき、保護者や周辺地域の方にも周知を図ってまいりたいと考え、お願いにあがらせていただきましたところ、ご快諾いただけましたので、多くなっています。

[会長] 委員として商工会議所の方も来ていただいておりますが、先日、青年部の方から地域貢献をされたいとご相談を受けましたので、サポーター登録をご案内してもいいですね。

4. その他

[事務局] 今後の本協議会の開催につきまして、事務局からご提案させていただきます。これまで本協議会は7月と2月の年2回開催してまいりました。今後は7月に前年度の事業報告や当該年度の事業計画をご報告させていただくことを基本とし、路上喫煙禁止区域の拡大や重点地域の活動開始等の案件に応じて開催させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

[会長] 年に1回は、必ず昨年度と今年度の事業に関するご説明をいただき、あとは必要な時に随時開催していただくということですが、いかがでしょうか。

ご異議がないようですので、事務局のご提案どおりといたしましょう。

5. 副会長挨拶（略）

6. 閉会